

平成28年5月 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成28年5月27日（金曜日） 10時00分 開会

2. 開催場所 市役所議会棟3階 第3委員会室

3. 出席委員 (14名)

会長	4 番	脇田 峰生
職務代理	8 番	日笠山 隆
委員	1 番	小倉 伸一
//	2 番	橋口 好文
//	3 番	瀬川 寅夫
//	5 番	石寺 政和
//	6 番	岩本 延男
//	7 番	浦口 幸夫
//	9 番	日高 仙三
//	10 番	中村 正幸
//	11 番	河本アツミ
//	12 番	南 重徳
//	13 番	古田 洋美
//	14 番	白河 澄雄

4. 欠席委員 (1名)

委員	13番	古田 洋美
----	-----	-------

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 あっせんについて

議案第3号 農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について

(

(

○局長

定刻になりましたので5月の定例総会を開会いたします。

本日は、13番委員より、急用により名古屋に行くという事で欠席届が出ております。

従いまして、委員14名中13名の出席により、本会は成立しました事を御報告いたします。

それでは、会長にあいさつをいただき、引き続き、議事進行をお願いいたします。

○会長

皆さん、おはようございます。

ただいま、局長の方から報告がありましたけれども、13番委員は、兄弟が危篤ということで、やむを得ないだろうという判断で欠席を認めました。

忙しい中、出席をいただきましてありがとうございます。

(5月に入りまして、本当に毎日気候が定まらないところですけれども、皆さん、体調には十分気をつけていただきたいと思います。

また、今月は、いろいろな農政関係の総会が開催されておりますので、その主なものについて報告をいたします。

まず、熊毛地区農業委員会連絡協議会におきまして、農業委員及び職員研修については本市が当番です。

昨年、屋久島に行きましたけれども、本年は西之表が当番ということですので、研修会の内容、その他いろいろ皆さんと協議をしながら準備をしていきたいとますので、協力方よろしくお願ひします。

また、農政企画推進会議では認定農業者数が、本市のみ昨年の160人から155人に減少しており、新規就農者数も昨年度の9人に対し、今年は6人という報告がありました。

(今年度も引き続き、重点施策の一つとして、認定農業者及び新規就農者の確保・育成に努め、担い手への農地集積、農畜産物の生産振興と農村の振興を推進していくことなどが決議されたところです。

さらに、農政普及事業協議会のメインテーマといたしまして、種子島の労働力確保のための仕組みづくりについて、構築をしていくということについて、皆さんからいろいろな提案・アイデアをいただきたいとのことでありました。

去る20日の農業委員会会長・局長会議におきまして、平成28年度の重点推進事項等についての説明があり、法改正への対応、農地利用状況調査、利用意向調査の適正な実施について確認したところです。

このことは、今まで調べて終わりだったのが、本人に意向をどうしますかという調査票出して、それが返ってきたら、また統計をとって報告するという非常に大変な作業になっておりますので、皆さんの協力をよろしくお願ひします。

また、本日はこの後、小委員会におきまして、今後の方向性等を整理したうえで、具体的な手続等について協議をしてまいりますのでよろしくお願ひいたします。

○議長

それでは、5月の定例総会を開催いたします。

始めに日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名をいたします。

議事録署名委員には、11番 河本委員と12番 南委員を指名いたします。

以上で、日程第1を終わります。

続きまして、日程第2、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを説明いたします。

資料は、1ページです。

今月は、所有権移転1件、賃借権設定2件、合計3件の申請がありました。

1番です。榕城上之原町地区です。

台帳現況地目畠の2筆で、合計面積5,505平米を賃貸借により、1年間借り受けるものです。

2番です。上西花里崎地区です。

台帳現況地目畠2筆で、合計面積4,505平米を賃貸借により1年間借り受けるものです。

1番、2番の借人は同一で、許可後の経営面積が10,010平米となり下限面積の50アールを超えます。

3番です。現和上之町地区です。

台帳現況地目畠の1筆で、面積2,000平米を売買により所有権移転するものです。

以上、本件1番から3番については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

○議長

はい、ありがとうございました。

ただいま事務局の方から報告がありました。

続きまして、担当委員の報告お願いします。

○2番委員

はい、2番です。番号1について説明します。

譲渡人、譲受人、双方電話で確認いたしまして間違いないということでございました。

現地は、学校給食センターの西隣りでありまして、ここに記載されているように2筆でございます。

現在は、まだ何も作ってなくて、この譲受人は、年齢が39歳で東京の世田谷区から

来ている青年であります。

今、現在、農業公社の方で西之表市が行っている営農大学校の学生として、農業の研修に励んでいるところであります。

期間が1年間となっておりまして、できれば今後は、上西方面の霜のこないところに農地を求めて、農業を進めていきたいということでございました。

畑の状態は、雑草が少しあっておりまして、本人は、ばれいしょをまず作るということでおざいましたので、ばれいしょの作付けが、大体9月中旬ごろから始まりますので、その間は畑を荒らさないように、2回、3回もロータリーで畑を耕したり除草剤もかけたりして、畑をとにかく荒らさないように作ることをお願いしておきました。

今朝、通つて来たら畑の土手の分はきれいに草払い機で草は払つております。

そういうことでございまして問題ないと思います。

以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。

それでは、整理番号2番が私の担当ということで報告いたします。

これも、2筆2か所になっておりまして、見ていただくとわかるんですけれども、面積の割に賃借料は安いということで、これを確認したんですけども、その前に、貸し人の且那さんのほうが入院中ということで、奥さんに立会いをしてもらって現場を確認しました。

そこで聞いてみると、貸してるところの中に自分たちが野菜をつくる畑が混ざったり、それともう1ヵ所の方は、最近まで荒れていたのを借人の方が片づけをしてきれいになっている。その前の状態で貸人が、ここは1年間は地料はいらないといったが、本人が、きれいになったからこの金額でちょっと安いけれどもこれで貸してくださいということで、金額は調整をしたようです。

先ほど、2番委員が言いましたようにこの借人は一緒に、今年の5月30日に、明日ですが営農大学校を卒業して新規就農することになっております。

双方確認をした結果申請どおり間違いありませんでした。

以上です。

○7番委員

はい。7番です。

3番につきまして現地調査報告をいたします。

現地は、田之脇地区の圃場整備区域内で田之脇グランドの庄司浦に向かってグランドの上の方にある土地です。

譲渡人、譲受人とも、田之脇の方で畑が隣接しております、今回、これが成立しますと、自分の畑とあわせまして、4反の畑となっております。

譲受人は、現和西保の、農地所有適格法人に努める一方、安納いも、焼酎いもを作付

しております。

5月23日、譲受人と現地確認、譲渡人には電話で確認をいたしました。

以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。

ただいま、議案第1号について、

事務局並びに担当委員の方から説明報告がありました。

議案第1号について質疑のある方は举手でお願いをいたします。

無いようですので、採決をいたします。

議案第1号の1番から3番について、原案どおり許可することに賛成の方は举手をお願いします。

はい、ありがとうございました。 (

全員の賛成ですので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の1番から3番については、原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして議案第2号あっせんについてを議題とします。

事務局の説明お願いします。

○事務局

議案第2号あっせんについて説明いたします。

資料は2ページです。

今月のあっせん申し出は、「売りたい」の申し出が1件、「貸したい」の申し出が1件、合計2件の申し出がありました。

2ページの「売りたい」の申し出です。

場所は、現和上之町・西俣地区の畠5筆、田4筆、合計面積18,551平米です。

高齢となり子供も種子島に帰って農業する予定もないため、財産を処分したいとのことであります。 (

対価については、地域の実情に応じた金額でお願いしたいとのことです。

あっせん委員は、7番 浦口委員と10番 中村委員にお願いいたします。

続きまして、3ページをお開きください。

3ページ、「貸したい」の申し出です。

場所は、下西上石寺地区の畠4筆、合計面積1,757平米です。

実面積は、18アールほどです。

昨年まで、下西の農家が安納いもを作付しておりました。

あっせん委員は、5番 石寺委員と2番 橋口委員にお願いいたします。

以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。

今月は、「売りたい」の申し出が1件と「貸したい」の申し出が1件ありました。
これについて質疑のある方は挙手でお願いします。

○5番委員

はい、5番です。

2番目のあっせんについては、さとうきび生産法人が、借りたいという事で、双方と連絡をとっております。

以上です。

○議長

はい、事務局よろしくお願ひします。

ほかに、1番について何か質疑のある方はいませんか。

無いようですので、それでは、あっせん委員になられた方よろしくお願ひいたします。

続きまして、議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第3号「農用地利用集積計画策定に係る意見聴取について」を説明いたします。

まず、はじめに資料の訂正をお願いいたします。

1の1ページをお開きください。

2段目です。

存続期間が4年となっておりますが、4年11カ月の間違いでありますので訂正をお願いいたします。

続きまして、4段目です。

貸し借りの開始の期間が平成28年6月1日と書いてありますけれども、ここは10月1日の誤りであります。

同じく4段目の合計面積の隣の更新分の面積が1となっておりますけれども、ここは6,200の誤りです。それに伴い合計欄も6,200に訂正をお願いいたします。

それでは、利用権の設定を説明いたします。

1の1ページをお開き下さい。

1段目です。

期間が平成28年6月1日から平成31年5月31日の3年間、地目畳、面積1,400平米、うち更新分0平米、利用権の設定する者1人、受ける者1人です。

2段目です。

期間が平成28年6月1日から平成33年4月30日の4年11か月間、地目畳、面積1,000平米、うち更新分0平米、利用権の設定する者1人、受ける者1人です。

3段目です。

期間が平成28年6月1日から平成33年5月31日の5年間、地目畳、面積3,479平

米、うち更新分 0 平米、利用権の設定する者 2 人、受ける者 1 人です。

4 段目です。

期間が平成 28 年 10 月 1 日から平成 33 年 9 月 30 日の 5 年間、地目畠、面積 6,200 平米、うち更新分 6,200 平米、利用権の設定する者 1 人、受ける者 1 人です。

5 段目です。

期間が平成 28 年 6 月 1 日から平成 38 年 5 月 31 日の 10 年間、地目畠、面積 770 平米、うち更新分 0 平米、利用権の設定する者 1 人、受ける者 1 人です。

内訳については、1 の 2 ページを、詳細については、1 の 3 ページから 1 の 12 ページをご覧ください。

続きまして、所有権移転です。

2 の 1 ページをお開きください。

1 段目です。

平成 28 年 6 月 1 日に所有権を移転するものです。

地目畠、面積 16,086 平米、所有権を移転する者 3 人、受ける者 3 人です。

内訳については、2 の 2 ページを、詳細については、2 の 3 ページから 2 の 10 ページをごらんください。

以上、すべての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に基づき審査しました結果、いずれも各要件を満たしていることから提案いたしました。

委員の皆様の御審議よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ありがとうございました。

ただいま、事務局の方から説明がありました。

始めに、利用権の設定についてを審議いたします。

1 番から順次、担当委員の報告をお願いします。

まず、整理番号の 1 ・ 2 ・ 3 番が私の担当となっておりますので説明をいたします。

5 月 25 日、現地を確認いたしました。

借人の方は、皆さん御存じのとおり、大変、大きな酪農をやってる方でございます。

貸人の方は、1 番の方は千葉県に在住のため電話で確認をいたしました。

また、2 番の方は、パン屋さんで朝早くから夕方遅くまで配達関係があって、ちょっと現場に立会いができないということで、その時もちょっと配達で出ておりまして、奥さんの方と電話で確認いたしました。

3 番の方は、81 歳という高齢のために、これも電話で確認をとりました。

以上、3 人とも申請どおり間違いありませんでした。

以上です。

○5 番委員

はい、5 番です。

整理番号4番について説明いたします。

鞍勇地域の物件でございます。5月24日、譲渡人と現地調査を行いました。

譲受人とは、先月現地を確認しております。

譲渡人は面積縮小のために貸し出すということでございます。譲受人は、さとうきび生産法人の方でございます。4年11か月契約でございます。

ほか、申請どおり間違ひありません。

以上です。

○9番委員

はい、9番です。

整理番号5につきまして、報告いたします。

利用権の設定をする者は、土地持ち非農家でありまして、設定を受ける者は、園芸作を中心とした大規模な法人農家です。

農地の場所といたしましては、ちょうど安納にあります、さとうきびの国の試験場のすぐそばにある農地でありまして、現在は、安納いもの植え付け準備をしていたところです。

もともと、法人農家の代表者が、個人のときに利用権の設定で借りていた農地でありまして、そのまま期間満了となりましたので、法人の方で、そのまま利用権設定を受けるということになったところです。

双方確認いたしまして、申請どおり間違ひありませんでした。

以上です。

○10番委員

10番です。

整理番号6番について説明をいたします。

利用権を設定する方とは、電話にて確認をとりました。

設定を受ける方とは、24日夕方、現地にて近政の畑でしたのでそこで立会いをしてもらって、説明を受けました。

もう安納いもの植え付けが終わっております。

申請どおり間違いないと思います。

以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。

それでは、1番から6番について質疑のある方は挙手でお願いをいたします。

(異議なし) はい、異議なしの声がありましたので採決をいたします。

利用権の設定1番から6番について原案どおり承認する方の挙手をお願いします。

はい、ありがとうございました。

全員の賛成ですので、利用権の設定、1番から6番について原案どおり承認し意見を

市長に送付いたします。

続きまして所有権の移転、整理番号1番から3番につきまして審議をいたします。

担当委員の説明をよろしくお願いします。

○2番委員

はい、2番です。

整理番号1番についてであります。

譲渡人、譲受人、双方確認いたしまして、譲渡人は県外に居住しておりますので電話で確認をいたしました。

譲受人は私の隣の農業後継者でございます。

以上、間違いございません。

何人にも当たりましたが、法人の方にも当たったりしたんですけども、この申請地が一部水が湧く畑で、なかなか買い手がなく、私の隣の後継者が買おうという事で、価格をちょっと下げてもらって取得することになりました。

間違いございません。

以上です。

○7番委員

はい、7番です。

整理番号2につきまして報告をいたします。

現地は、現和保育園より庄司浦への方向へ向かって、石之峯といわれますところの、右下の畑、2,178平メートルです。

会社の代表者と、5月23日現地を確認いたしました。

安納いもを植えるため、黒ポリを張っておりました。

また、譲渡人は、埼玉県のほうに在住しておりますので電話で確認をいたしました。

以上です。

○9番委員

9番です。番号3につきまして報告いたします。

この整理番号3につきましては、先月の利用集積の所有権の移転で、取り下げになつた件です。

農地の場所といましましては、2筆あります、1筆は、安納校区に入つすぐのところの5,200平メートル、もう1筆は安納小学校の近くあります949平メートルの2筆です。

2筆とも安納いもの植え付けの準備をしているところです。

双方確認いたしまして、現地も確認いたしました。

間違いありませんでした。

以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。

ただいま、担当委員の方から説明がありました。

1番から3番について、質疑のある方は挙手でお願いします。

○8番委員

よろしいですか。（はい）

今の3番ですけど、自分もよく知っている先輩なのですが農業をやめるんでしょうか。

○9番委員

個人的なことは余り言えないのですが、もともと酪農家でありまして、ちょっとこの牛舎の新築を計画しとったわけですが、ちょっと資金的にそして後継者もいないということで、新しい牛舎の建築を断念いたしまして、牛の方も全部もう売却してしまって状態です。

一応、農業をやめるというか、伊闘の親戚の大規模畜産農家ですが、そこに一応、働きに出ております。

経営面積がちょっとあるんじゃないかなと今思ったところですが、水稻の方も大部、作っておりますので、コンバインもったり、乾燥機もたりしますので、そういう方法もしながら、畑の方は伊闘の親戚の方に、牧草を貸して、本人はそこで働き、夏の時期は両親と協力しながら、水稻の方をやって行くということあります。

以上です。

○議長

はい、よろしいでしょうか。

はい、それでは採決をいたします。

所有権の移転、1番から3番について、原案どおり承認する方の挙手をお願いします。

はい、ありがとうございました。

全員賛成ですので、所有権の移転、1番から3番につきましては、原案どおり承認し、意見を市長に送付いたします。

以上で本日の議案審議を終了いたします。

平成28年5月27日

会長 藤田峰生 

11番委員 沢本アツミ 

12番委員 南 宣徳 

1996

(

(

$$\left[\frac{d}{dt} - \sum_{i=1}^n \left(\frac{\partial}{\partial x_i} + \frac{\partial}{\partial p_i} \right) \right] \phi = \frac{\partial \phi}{\partial t}$$

$$\begin{aligned} & \frac{d}{dt} \left(\frac{\partial \phi}{\partial t} \right) - \sum_{i=1}^n \left(\frac{\partial}{\partial x_i} + \frac{\partial}{\partial p_i} \right) \left(\frac{\partial \phi}{\partial t} \right) \\ & - \sum_{i=1}^n \left(\frac{\partial}{\partial x_i} + \frac{\partial}{\partial p_i} \right) \left(\frac{\partial \phi}{\partial x_i} \right) - \sum_{i=1}^n \left(\frac{\partial}{\partial x_i} + \frac{\partial}{\partial p_i} \right) \left(\frac{\partial \phi}{\partial p_i} \right) \end{aligned}$$